

## デジタルコンテンツの利活用における留意点

デジタルコンテンツ委員会\*

**抄 録** ウェブサイトを開設し企業活動に活用する例は多い。情報発信をする際に他人の著作物等を利用しようとする場合には、著作権法およびその周辺分野の法に照らし、権利者等から必要な許諾を得る必要がある。掲示板の運営等により他人の発信する情報を媒介する場合には、当該情報に起因して自らが法的責任を負う場合があり、プロバイダ責任制限法に照らしての対応が求められる。さらに電子商取引の場として活用する場合には、特定商取引法他の関連法令の規制等を遵守しなければならない。また、未だ結論が定まらず様々な場において検討されている法的課題として、最近では、インターネットを介して国際的に生ずる侵害行為への対応の問題、著作権法以外の法令によるデータベースの保護のあり方の問題、また制作や取引においていかなる競争政策が望ましいかといった問題がある。ウェブサイトの活用も含めデジタルコンテンツの制作や取引の法環境は未だ発展途上であり、企業は、現状を把握して問題が生じないようにするとともに、これらを事業環境の一つとして捉え、法の発展に積極的に関与すべきである。

### 目 次

1. はじめに
2. ウェブサイト開設における留意点
  - 2.1 他人の著作物等の利用
  - 2.2 利用者の発信する情報の仲介
  - 2.3 電子商取引での利用
3. デジタルコンテンツを巡る最近の検討課題
  - 3.1 国境を越えた侵害行為への対応
  - 3.2 データベースの法的保護のあり方
  - 3.3 競争政策に関する課題
4. おわりに

### 1. はじめに

2002年のインターネット利用者は、前年比1,349万人増の6,942万人、人口普及率では54.5%、世帯普及率は81.4%となり、いずれも昨年より大幅に増加した<sup>1)</sup>。最近では企業、官公庁、学校はもとより、個人においてもウェブサイトの開設が盛んに行われており、営利・非営利を問わず情報の発信および入手の手段として様々な場面でウェブサイトが利活用されている。企業

においては、ウェブサイトの開設を始めインターネットというメディアをどのように活用していくかは、企業経営上の課題の一つであると言っても過言ではない。たとえばウェブページを利用した企業イメージの宣伝や、商品情報あるいは投資家向け情報の発信は既に多くの企業が行っているところであり、そのような情報発信に止まらず、広く一般からの声を集めるために掲示板を開設したり、いわゆる電子商取引に活用している企業も見受けられる。このような利活用においては関連法令を遵守することが重要であり、他人の権利の侵害や法令違反によって信頼を失墜するような結果を招来することがあってはならない。本稿の目的の一つは、企業がウェブサイトを開設して活用しようとする場合に留意すべき点を網羅的に整理することである(第2章)。また、いわゆるデジタルコンテンツを商品として製作し、インターネットを介する等により提供していこうとする際には、未だ明

\* 2003年度 Digital Contents Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

確な結論の得られていない法的課題に関わらざるを得ない場合がある。企業はそれら課題の解決に向けた様々な検討の状況を把握し、経営判断の一助としていくことが望まれることから、第3章において、デジタルコンテンツを巡る最近の課題にかかる検討状況を紹介する。

なお、本稿は、2003年度デジタルコンテンツ委員会の正副委員長が分担執筆しとりまとめたものである。

## 2. ウェブサイト開設における留意点

### 2.1 他人の著作物等の利用

#### (1) 留意すべき権利

##### 1) 著作権

インターネットの世界といえども、現行法規はそのまま適用される。知的財産関連法も然りであるが、とりわけウェブページ作成と最も緊密な関係にある権利は著作権である。

ウェブページは概ね、文章、静止画、動画、音楽、プログラム等により構成されるが、これらは表現に創作性が認められる限り、著作物として著作権法による保護を受ける<sup>2)</sup>。

著作権とは、端的に言えば著作物の利用行為を排他的にコントロールできる権利である。技術的アイデアを保護する特許権との違いとしては、審査や登録等が不要(無方式主義)、他人の著作物に依拠せず独自に創作されたものは、別個の著作物として保護(相対的排他権)、保護の対象が「表現されたもの」であってアイデアには保護が及ばない、保護期間が長い(原則として著作者の死後50年)等があげられる。

著作物を創作した者(著作者)は、その著作物につき著作権法21条から28条に規定される一切の利用権を専有する<sup>3)</sup>。したがって、他人の著作物をウェブページの素材として使用する場合には、原則として著作権者から許諾を受けなければならない。

また著作権には、著作者の人格的利益を保護する権利(著作者人格権)、実演家やレコード製作者、放送事業者等の著作物の伝達者を保護する権利(著作隣接権)が認められており、これらの権利についても留意を要し、各々の権利に抵触する利用に際しては著作者の了解、著作隣接権者の許諾が必要である<sup>4)</sup>。

著作権法に規定された著作者および著作隣接権者の諸権利のうち、他人のコンテンツを利用してウェブページを作成する場合に必ず関係してくる、複製権、送信可能化権/公衆送信権および同一性保持権の概要は以下のとおりである。

複製権は、著作物を印刷、写真、複写、録音、録画等の方法により有形的に再製する権利である。他人のウェブサイトから画像や文章をコピーしてくる、小説の文章をPCで入力する、CDから気に入った曲をMP3形式でBGM用にコピーする、等の行為はいずれも複製権の及ぶ行為である(21条、91条、96条、98条、100条の2)。

送信可能化権は、著作物を端末からのアクセスに応じて自動的に公衆(特定多数者を含む)に送信し得る状態に置くこと、すなわち典型的にはウェブサイトへのアップロードをコントロールする権利である。送信可能化権と、著作物を公衆送信し、あるいは、公衆送信された著作物を公に伝達する権利を総称して公衆送信権という(23条、92条の2、96条の2、100条の4)。

同一性保持権は、著作物の内容や題号を著作者の意に反して勝手に改変されない権利(著作者人格権)である。複製、公衆送信の許諾、あるいは著作権の譲渡を受けた場合等であっても、著作者の創作意図に反して著作物の一部を切除、改変等することは原則として許されない(20条)。

著作権法は、文化的所産である著作物の公正円滑な利用を促進する制度趣旨により、一定の場合に著作権等を制限し、許諾なしに著作物を利用できるケースを限定列挙的に規定する<sup>5)</sup>。しかしながら、それら著作権制限規定の適用条

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

件は非常に厳格であり、公衆に向けての送信行為を伴うウェブサイトの開設においては、かかる制限規定に基づき無許諾で他人の著作物を利用できるケースを探すことは容易ではない。

たとえば許諾を必要としない引用（32条）については、「公正な慣行に合致する」「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われること」が条件となっている<sup>6)</sup>。国等が行政PR目的で公表した資料等は、禁転載等の表示がない限り説明材料として新聞、雑誌、その他の刊行物に転載することができるが、公衆送信を伴うウェブページへの転載は許されないと解される。なお、法定条件を充足し著作権が制限される場合でも、著作者人格権は制限されないことについては注意を要する。

他人のウェブページにリンクを張る行為はどうか。現在のところリンクの違法性が争われた裁判事例は国内では見あたらないが、リンク自体はURLを自己のウェブページに記載する行為、すなわち所在情報の提供にすぎず、リンク先コンテンツ自体を複製、送信していないため、著作権侵害に該当せず、原則としてリンク先の承諾は不要とするのが多数説である<sup>7)</sup>。トップページではなく、深層に存在する特定ページに直接リンクを張る、いわゆるディープリンクの場合も同様であると解される。

一方で、注意を要すべきリンクの形態も存在する。他人のウェブページに含まれる画像への直接リンクおよびフレーム・リンク等は、他人のコンテンツがあたかも自己のウェブページの一部として表示されるため、出所や著作者が不明確になる。誤認を生じる場合は、リンク先コンテンツの翻案権、同一性保持権、氏名表示権を侵害するおそれがある。こうした形式のリンクに際しては、事前に承諾を得るのが得策である。

## 2) 周辺の権利

著作権の周辺に位置する権利としては、パブリシティ権、肖像プライバシー権（肖像権）に

注意が必要である。法に規定された権利ではないが、いずれも米国で誕生し、わが国でも裁判例の蓄積により確立されている比較的新しい権利である<sup>8)</sup>。

パブリシティ権は、タレント、歌手等の氏名および肖像の排他的使用に関する権利で、保護法益の本質は氏名および肖像が持つ顧客吸引力すなわち経済的価値である。理論構成としては、人格権に根ざした肖像等の商業利用権とするもの、肖像等の経済的価値を一種の財産権と捉え、物の所有者にもパブリシティ権を認めるもの等も含め諸説存在し、譲渡性や死後の権利存続性等、未解決の課題も少なくない。

一方、肖像権は、人格権に基づくプライバシーの権利をベースとした、自己の容貌、姿態をみだりに撮影、公表されない権利である。いずれも、画像や映像の著作物の被写体に関わる中核的な権利であり、かかるコンテンツの利用に際しては実務上注意を要する。

その他、ドメイン名を巡るサイバースクワット問題、ウェブページでの名称、ロゴの使用等に関連して、商標権および不正競争防止法に基づく周知表示混同惹起行為および著名表示冒用行為、ウェブサイトを活用したインターネットビジネスに関わるビジネス関連発明およびソフトウェア関連発明に関連して、特許権等に留意する必要があるが、本稿での解説は省略する。

## (2) 利用コンテンツごとの著作権等権利処理

上記のとおり、他人の著作物等を利用してウェブページを作成して開設する際には、他人の著作権、著作者人格権、著作隣接権のほか、人物を写した写真や動画像の場合はその人物のパブリシティ権や肖像権等があることに注意して、権利者から許諾を得ておかなければならない。以下では、コンテンツの種類ごとにその権利処理等に関する留意点を示す。

### 1) 文章

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

新聞、雑誌、書籍等の文章をウェブページに掲載しようとする場合、著作権法上の引用に該当する利用の場合を除き、ウェブページ作成の際のダウンロードによってPCのハード・ディスク等の記録媒体に記録すると複製権が働き、また、サーバーにアップロードすると送信可能化権、公衆からのアクセスに応じて送信すると公衆送信権、サーバーの記録媒体に記録すれば複製権が働くこととなるので、著作権者からこれらの権利の許諾を得る必要がある。

日本複写権センターと契約し使用料を支払っている場合であっても、日本複写権センターが許諾しているのは同センターが著作権を管理する著作物の社外頒布を目的としない紙媒体への複写であって、上記のような電子化をするのは契約の対象外である。したがって、これとは別に新聞社、雑誌社、出版社等に確認して著作権者（新聞社の記者が書いた記事であれば、通常は新聞社の法人著作物であると考えられるので、当該新聞社）から許諾を得る必要がある。

新聞記事等を要約して自社のウェブページに掲載する場合であっても、著作権者の翻案権または複製権、公衆送信権（送信可能化権を含む）、著作者人格権（同一性保持権）の問題が生じるので、同様に権利処理をする必要がある。

### 2) 写真、肖像

図鑑等の書籍、他社カタログ、他社ウェブページ等に掲載されている写真を、自社のウェブページのコンテンツの一部として利用する場合は、著作権法上の引用に該当する利用の場合を除き、写真の著作物の著作権（複製権、公衆送信権（送信可能化権を含む））について留意する必要がある。書籍についてはその出版社、他社のカタログや他社のウェブサイトの情報についてはそれらを頒布、公表している会社に確認し、著作権者から利用許諾を得る必要がある。

市販のCD-ROM等に収録されているものや「著作権フリー」を謳うもの<sup>9)</sup>については、一般

的には利用可能範囲や条件が示されているので、それを確認し、利用許諾範囲を超える場合は、別途著作権者から利用許諾を得る必要がある。

特定の個人を写した写真を利用することについては、撮影者の著作権に加えて、当該個人の肖像や身体の特徴が判別できる態様で利用する場合は個人の肖像権が関係するので、当該個人から許諾を得ておくか、これが困難な場合は利用すべきではない。また、タレント、プロスポーツ選手等有名人の写真については、パブリシティ権が関係するので、本人またはそのプロダクションその他の所属組織から許諾を受ける必要がある。

### 3) イラスト、絵画

市販のCD-ROM等に収録されているものや「著作権フリー」のものについては、上記と同様に一般的には利用可能範囲や条件が示されているので留意する必要がある。

個人（イラストレーター）が描いた商用のイラスト、絵画を掲載した書籍、CD-ROMやウェブサイトが提供されている例がある。これらのイラスト、絵画を無断でスキャナで読み込む等により複製し、または当該イラスト、絵画と筆致を異にはするがこれに依拠して同一もしくは類似のイラストを作成してウェブページに掲載することは、著作権（複製権または翻案権、公衆送信権（送信可能化権を含む））侵害を問われることになる<sup>10)</sup>ので、出版社等を通じて当該個人から利用許諾を得る必要がある。

### 4) キャラクター

キャラクター自体は著作権法で保護されるものではないが、キャラクターはその登場する漫画または映画の著作権に基づき著作権法による保護を受ける。また、キャラクターが工業デザインとして登録されていれば、意匠法で保護されるし、その名称、図形は商標法または不正競争防止法（商品等表示）、商品形態は不正競争防止法で保護され得る。

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ウェブページでの利用においては、意匠法による保護や不正競争防止法による商品形態の保護は及ばないと解されることから、キャラクターの登場する漫画または映画の著作権者からの利用許諾、およびそれが商標登録を受けているようであればその使用について商標の使用への該当性、商品等表示としての周知性や著名性等について吟味する必要がある。

### 5) 図表、地図

新聞、雑誌、学会論文等の中にある図表を自社のウェブページに掲載する場合は、上記と同様に新聞社、雑誌社、学会等に確認して著作権者（学会誌の場合は、学会に著作権が譲渡されるのが一般的なので、当該学会）から許諾を得る必要がある。

市販されている地図は、白地図を除き、一般的に著作物であると考えればよい。地図の一部を自社の案内地図として使用すべく、スキャナで読み込み一部切除してウェブページに掲載する場合は、著作権者の複製権、公衆送信権（送信可能化権を含む）、著作者の著作者人格権（同一性保持権）の問題が生じるので、権利者の許諾を得る必要がある。

### 6) 動 画 像

映画の著作物には、劇場用映画だけでなくTV番組やCF、ビデオ作品等も含まれる。これらの一部のシーンを利用してウェブページを作成する場合であっても、許諾を受けずに利用すると複製権または翻案権を侵害し、ウェブページに掲載すると公衆送信権（送信可能化権を含む）を侵害する。また、映画の著作物には多くの他人の権利（映画の元となっている小説や脚本や音楽等の著作者の権利、制作・監督・演出・撮影・美術等、映画の創作に寄与した担当者の著作権、映画製作者の著作権、また、実演家、レコード製作者、放送事業者等の著作隣接権、タレント等のパブリシティ権等）が関係するので、一般的に権利処理は煩雑な手続きが必要になる。

### 7) 音 楽

他人が著作権を有する音楽を（たとえ自ら演奏したものであっても）録音して許諾を受けずにウェブサイト上で流すと、複製権および公衆送信権の侵害となる。日本の作曲家、作詞家に係る殆どの音楽の著作権は（社）日本音楽著作権協会（JASRAC）を中心とした著作権等管理事業者に管理が委託されているので、利用に際してはJASRAC等のそれら事業者から許諾を受けることが必要である。

市販の音楽CDを利用する場合は、さらに歌手等の実演家の著作隣接権（録音権、送信可能化権）、レコード製作者の著作隣接権（複製権、送信可能化権）が関係するので、これら関連する権利者から許諾を得る必要がある。

## 2. 2 利用者の発信する情報の仲介

### (1) 情報の仲介とプロバイダ責任制限法

いわゆるインターネット・サービス・プロバイダのみならず、インターネット上にて利用者に発言の書き込みを許容する電子掲示板のようなサービスや、利用者のウェブサイトホスティングするサービスを提供する場合がある。利用者の情報を仲介、媒介するこのようなサービスでは、書き込まれた情報により、第三者の著作権等の権利侵害や名誉毀損またはプライバシー侵害が生じうる。利用者による侵害行為について、侵害情報を仲介、媒介することとなったサービスの提供者はいかなる法的責任を負うか。

インターネット下では権利侵害による被害が急速に拡大するおそれがあることから、サービス提供者は、情報の削除や発信者情報の開示を請求された場合、被侵害者の迅速な権利救済を図る必要がある。他方、情報発信者の表現の自由やプライバシー、通信の秘密等の観点からは、サービス提供者の対応は慎重にならざるを得ず、その判断は非常に困難である。

そこで、このような権利侵害に対してサービ

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ス提供者が迅速かつ適切な対応を行えるよう、その民事上の責任を制限する規定を有する、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律」(いわゆる「プロバイダ責任制限法」, 以下本節では単に「法」という)が制定された<sup>11)</sup>。この法律は、「特定電気通信」による情報の流通により権利侵害が生じた場合について、上記サービス提供者等の特定電気通信役務提供者(以下「プロバイダ等」という)の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示を請求する権利を定めている。ここで、「特定電気通信」とは、電子掲示板やウェブサイトのホスティング等、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信を指し、電子メール等の1対1の通信を含まない。

### (2) 情報の削除等

それでは、著作権者等の権利者から電子掲示板等に掲載された情報の削除を請求された場合、どのように対応すればよいのだろうか。

プロバイダ等は、情報の削除を行わないことにより権利者に対して一般不法行為法等に基づく責任を負う場合がある一方、誤って削除を行ってしまったことにより発信者に対する責任を負う場合がある。法は、その3条においてプロバイダ等の損害賠償責任が制限される場合を定めており、その範囲内で削除等の措置を講ずることが妥当である。

まず、削除等の送信防止措置を講ずることが技術的に可能であり、以下の①または②の場合でなければ、削除に応じなくても、権利者に対する損害賠償責任(不作為責任)は制限される(3条1項)。

① 他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

② 情報の流通を知っており、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

次に、情報を削除しても、以下の①または②に該当する場合、発信者に対する損害賠償責任(作為責任)は生じない(3条2項)。

① 他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

② 権利を侵害されたとする者から情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、発信者から7日以内に反論がない場合。

なお、プロバイダ等は、上記の作為責任に関連して、発信者との契約において、権利侵害等の理由により不適切であると判断される情報を削除できる旨、予め定めておくのがよいだろう。

ところで、どのような場合においてプロバイダ責任制限法上の「相当の理由」があるとされるのかについては最終的には司法判断に委ねられることとなるものの、プロバイダ等が責任を負わずに削除等の措置を講ずることが可能な場合を可能な範囲で明確化することを目的として、「著作権関係ガイドライン」および「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」<sup>12)</sup>が策定された。これらのガイドラインにおいては、権利者による申出手続およびプロバイダ等による対応が定められており、実務上の参考となるだろう。

### (3) 発信者情報の開示

次に、発信者の情報の開示を請求された場合、どのように対応すべきだろうか。

電子掲示板等において情報を発信した者を特定して責任追及をすることは極めて困難なため、発信者情報開示の必要性は高いが、他方、発信者情報は発信者のプライバシーや通信の秘密として保護されるべき情報であり、正当な理由なく開示されてはならない。

そこで、法は、①権利侵害が明らかであり、かつ②開示を受けるべき正当な理由がある場合に限り、被侵害者に発信者情報の開示請求を行う権利を付与した(4条1項)。

開示の対象となる発信者情報については、発

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

信者の氏名等、住所、電子メールアドレス、IPアドレス、タイムスタンプの五つが、総務省令により定められている。

開示請求を受けたプロバイダ等は、発信者に対して開示するかどうかについて意見を聞き、同意する旨の意見を得て開示請求に応じることとなる。開示に応じないことにより開示請求者に生じた損害については、故意または重過失がある場合でなければ、プロバイダ等はその責任を問われないものとされている（4条2項）。

なお、発信者から電子掲示板等への接続サービスを提供するいわゆる経由プロバイダが開示請求の対象者である「開示関係役務提供者」に含まれるか否かについて、現在、相反する二つの判決がなされており、注目されているところである。So-net 事件<sup>13)</sup>において、裁判所は、「発信者から特定電気通信役務提供者に対する1対1の電気通信にすぎないから、それを媒介するにすぎない経由プロバイダをもって特定電気通信役務提供者（開示関係役務提供者）と解することはできない」とした。一方、DDI ポケット事件<sup>14)</sup>においては、発信者から経由プロバイダへの情報の送信は「特定電気通信」の一部分をなすものであるから、経由プロバイダは「特定電気通信役務提供者」（開示関係役務提供者）に該当するとされた。確かに、経由プロバイダを開示の対象とすると法の趣旨の実現が可能となるものの、実際には、経由プロバイダが、電子掲示板等のサービス運営者の情報のみに基づき、権利侵害の明白性や正当理由の存否を判断することは、ほぼ不可能に近い。開示請求が数多く行われた場合に、訴訟対応等の負担が過大になる恐れもあり、懸念されるところである。

## 2. 3 電子商取引での利用

### (1) 電子商取引と法規制

ネットワークの高速化、大容量化や、情報セキュリティ技術の高度化により、インターネッ

トを利用して消費者向け電子商取引（以下「オンラインショッピング」という）を行う環境が整ってきている。この商取引は、事業者がウェブ画面に提示する商品情報に基づき、消費者がそのウェブ画面に直接注文情報を入力し、契約ないし取引を行うものである。消費者にとっては、時間や場所の制約を受けずに手軽に消費活動が行えるメリットがある一方、消費者自身の錯誤や操作ミス等でトラブルが発生する可能性がある。また事業者にとっても、少ない投資で消費者と直接取引が行える利点はあるが、契約の成立が不安定になる等の懸念材料が存在する。

これらの状況を踏まえて、日本政府は、e-Japan 計画に基づき、オンラインショッピングの安全性確保や消費者保護を図るため、「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」（以下「電子消費者契約法」という）の制定<sup>15)</sup>や「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」という）<sup>16)</sup>の改正等、関係法令の整備を進めると共に、既存の民商法等を電子商取引に適用した場合の法解釈を「電子商取引等に関する準則」<sup>17)</sup>にまとめて、公表している。

以下では、これらの法律について、事業者がオンラインショッピングを行う上で留意すべき事項を中心に紹介する。

### (2) 特定商取引法の視点からの留意点

オンラインショッピングにおいて、消費者はウェブサイト上の広告情報に基づき、購入の意思決定をする。特定商取引法では、消費者がこの広告情報によって不利益を被らないように、オンラインショッピングを通信販売の一形態として広告表示について一定の規制を加えている。たとえば、消費者が最初にアクセスする画面には、価格、支払時期や方法、商品の引渡時期、返品特約等の表示事項を記載（ハイパーリンクでも可）することや、そこから契約申込の画面に到達するまでには、必ず販売業者の名称や住

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

所、責任者等を表示した画面を経由することが義務付けられている。また、商品の性能や原産地、製造業者等について、消費者を誤認させるような広告を禁止すると共に、消費者が誤って契約してしまうような操作についても制限している<sup>18)</sup>。

このような義務に違反したと認められた場合には、業務改善の指示や業務停止命令が出され、これに従わないときには、処罰を受ける場合もある。

なお、ソフトウェアや音楽等のデジタルコンテンツをダウンロードさせて販売する形態のオンラインショッピングも、特定商取引法に定める指定役務として同様の規制が適用されている。

### (3) 景品表示法の視点からの留意点

「不当景品類及び不当表示防止法」(以下「景品表示法」という)<sup>19)</sup>では、公正競争を確保し、消費者の商品選択の適正を図るために、事業者が、商品等の品質、規格、価格、取引条件等について、実際のものや他の事業者のものより著しく優良であると消費者が誤解するような表示を禁止している。

公正取引委員会は、オンラインショッピングに関して、2002年6月に「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」(ガイドライン)<sup>20)</sup>を公表した。ここでは、①一般の取引商品、②デジタルコンテンツ等、③ADSL等の通信サービスについて、その取引画面の表示における問題点と、具体的な解決策を紹介している。このガイドラインでは、商取引上の重要事項をハイパーリンクを用いて他の画面に表示する場合には、当該ハイパーリンクをその取引情報の近傍で消費者が十分に認識できる形態(文字の色や大きさ)で表示し、かつ消費者がリンク先の内容を具体的に理解できる記載とすることを要求している。また、取引内容について、十分な根拠を示すことなく

商品やサービスの効能や効果を表示してはならず、販売価格や送料、返品可否やその条件等につき、具体的内容を正確かつ明瞭に、その最新状態を表示することを要求している。

### (4) 消費者契約法の視点からの留意点

消費者契約法<sup>21)</sup>は、消費者が「契約の重要条項について嘘をつかれた」、「金融商品で必ず値上がりすると嘘をつかれた」、「不当に高いキャンセル料を払わせられた」等のトラブルに巻き込まれた場合に、事業者との取引契約上で消費者を保護するために制定された法律である。この法律によれば、消費者は、事業者による契約の重要事項の虚偽告知や、契約の目的物の将来価値についての断定的判断の提供等により、誤認をし、それにより契約の申込みまたは承諾をなした場合には、そのような事実を知ってから6ヶ月以内または契約締結時から5年間以内であれば、その契約を取り消すことができる(4条以下)。また、消費者契約で、事業者が一方的に損害賠償責任の全部や一部を免除する条項や瑕疵担保責任を免除する条項を規定したとしても、それらの条項は無効とされる(8条)。

このため、事業者はオンラインショッピングの取引条件を利用規約に定める場合、消費者契約法に対応した契約内容を定めると共に、消費者の認識しやすい場所にこれらを表示する必要がある。また特に返品を制限する等、消費者の権利を限定する場合には、その旨を明確に表示する必要がある。

### (5) 電子消費者契約法の視点からの留意点

電子消費者契約法は、消費者がオンラインショッピングで操作ミスした場合の救済措置を規定している。この法律によれば、事業者が消費者の操作ミスを防止するための措置を講じていない場合には、たとえ消費者に重過失があったとしても、消費者が操作ミスで契約した場合に



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

は、その契約は無効とされる<sup>22)</sup>。その反対解釈として、消費者が申込を行った後、その申込みを再度確認できる画面を事業者が提供していた場合には、その契約は有効とされる可能性が高いこととなることから、このような最終確認画面を表示するようにしておく必要がある。

また、電子消費者契約法において、電子的な方式による契約は、その承諾の通知が到達したときに成立するとされた(到達主義)<sup>23)</sup>。オンラインショッピングのようなウェブ画面上での契約取引における電子承諾通知の到達時期について、前記「電子商取引等に関する準則」において、その申込みデータがウェブサーバーに記録され、これに応答する承諾データが申込者側に到達した上で、申込者のモニター画面上に承諾通知が表示された時点と解されている。このため、オンラインショッピングを提供する場合には、申込者が申込みを完了した後、それに対する承諾画面を表示できるよう措置を講じておく必要がある。

#### (6) 迷惑メール防止関連法規の視点からの留意点

携帯電話を中心とする迷惑メール(受領者の未承諾メール)が社会問題化したため、経済産業省は、特定商取引法を一部改正して広告の送信事業者を規制対象に加え<sup>24)</sup>、また総務省は、電子メールの送信事業者を対象に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を制定した<sup>25)</sup>。

これらの法律では、消費者が広告メールの受け取りを希望しない場合には、それ以降その消費者には広告メールを送信することを禁止する(いわゆるオプトアウト規制)ことと、消費者が広告メールの受け取りを拒否する場合の連絡方法等の表示をすることが義務付けられた。また、メールの受信者がその受信の承諾をしていない広告メールを送信する場合には、表題部の最前

部に「未承諾広告※」と明記することが規定されている。

さらに「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」では、電子メールの送信業者から大量のメール送信行為があった場合に、電気通信事業者がその送信を拒否することができることとされた。

#### (7) 未成年者の取引に関する留意点

オンラインショッピングでは、従前の対面販売とは異なり、取引相手が未成年者であるかを確認することは大変難しい。民法では、未成年者が法定代理人(親権者等)の同意を得ないで行った意思表示は取り消すことができるとする一方で、その際に未成年者が、法定代理人の同意がある等と誤信させる詐術を用いた場合にはこの限りでないとしている。未成年者がオンラインショッピングにおいて詐術を用いたと認められるか否かは、取引の内容、商品の性質や事業者の設定する画面構成等の個別の事情を考慮して判断されるが、前記「電子商取引等に関する準則」では、「『未成年者の場合は親権者の同意が必要である』旨警告した上で、年齢確認措置をとっている場合」には、契約を取り消すことができない可能性があるとしている。この解釈に則り、オンラインショッピングの申込画面では、年齢および生年月日を入力する欄を設けると共に、上記の警告表示に加え、利用規約にも「未成年者の申込には、保護者(親権者)の同意が必要なこと」を明記しておくのがよい。

### 3. デジタルコンテンツを巡る最近の検討課題

#### 3.1 国境を越えた侵害行為への対応

##### (1) 紛争解決の国際的ルール策定の必要性

著作物の複製と流通は、デジタル化、ネットワーク化により、容易にしかもグローバルに行

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

われるようになった。これに伴い、侵害行為が国境を越えて行われるケースが増加している。容易に想定される事例として、デジタル化された違法な複製物がA国のサーバーにアップロードされ、ネットワークを介して、B国においてアクセスされ複製されるようなケースが考えられる。

こうした国境を越えた侵害行為に対する訴訟について、裁判管轄、準拠法、外国判決の承認と執行の各側面においてこれを決定、実行するためのルールが必要になる。

### (2) 裁判管轄および判決の承認と執行

国際的紛争を解決するためのこのような国際的ルール策定のうち、裁判管轄決定のための国際的ルールについては、1992年頃から、ハーグ国際私法会議で議論されている。1999年10月に、裁判管轄および外国判決の承認と執行を扱う「民事及び商事における国際裁判管轄及び外国判決の効果に関する条約」草案が採択された。しかしながら、コモンローを基礎とする米国と大陸法を基礎とする欧州の対立や、属地主義の下、各国の産業政策と密接に関連する知的財産権法の扱いに関する立場の相違等から、各国が合意できる内容は減少し、当事者間の合意による裁判管轄とそれに基づく判決の承認と執行についてのみを規定する「裁判所の合意選択に関する条約草案」とされるに至った。

「裁判所の合意選択に関する条約草案」では、「特許権、商標権[その他の知的財産権]の有効性」が適用除外として規定され(すなわち、これら権利の有効性を争う裁判にかかる管轄、判決の承認、執行は条約の対象とならない)、「その他の知的財産権」をどのように定義するか、たとえば、著作権を入れるべきかが論点の一つとなっている。著作権は、特許権、商標権等の工業所有権と異なり、無方式主義が採用され権利の発生に審査や登録を要せず、また国

際的なハーモナイズが比較的進んでいるため、「裁判所の合意選択に関する条約草案」において適用除外とするかどうかについては、工業所有権と必ずしも同様には考えられないが、著作物性の判断等は実務上各国で異なるので、こうした事情を踏まえて、適用除外とするべきかどうか十分に議論する必要がある。2003年12月に、本草案を議論するための特別委員会が開かれたが、条約としての成案は予断を許さない状況にある。

### (3) 準拠法

ベルヌ条約等で国際的保護が図られている著作権については、比較的、国際的ハーモナイズが進んでおり<sup>26)</sup>、さらには「著作権に関する世界的所有権機関条約」(以下「WCT」という)は、デジタル化、ネットワーク化による著作物の利用環境の変化にある程度対応している。

先の事例で想定されるようなネットワークを介する配信に関してWCTは、「公衆への伝達権(8条)」を規定している。日本の著作権法は、これを先取りする形で各国に先駆け法改正が行われ、公衆送信権(送信可能化権を含む)が規定された。WCTの「公衆への伝達権」を各国の実体法で規定する場合、条約上の義務を果たす方法は様々であり、実体法レベルでは、各国に相違があるのが現状である。また、WCTに加盟しておらず、日本の公衆送信権のような権利を規定していない国の企業等との間で国際的紛争が生じた場合は、そもそも当該国においてどのように侵害を構成するのか、特に問題となる<sup>27)</sup>。

著作権の準拠法の決定に関して、ベルヌ条約5条2項では、「保護が要求される同盟国の法律」によると規定されている。これを根拠に保護国法を準拠法とする考えを通説的見解として、先に想定した「デジタル化された違法な複製物がA国のサーバーにアップロードされ、ネット

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ワークを介して、B国においてアクセスされ複製されるようなケース」について考えてみる。

この事例では、行為としては、A国における複製行為およびアップロード行為、A国からB国への送信行為、B国における複製行為があるので、各行為について支分権に即して著作権の準拠法の決定について考えることになる。まず、A国における複製行為およびアップロード行為は、A国の法律が適用されるが、もしアップロードを規整する権利（日本でいう送信可能化権）を規定していなければ、アップロード行為は保護されないことになる。次にA国からB国への送信行為は、行為地をA国とみるか（発信国主義）、B国とみるか（受信国主義）で、A国の法律が適用されるか、B国の法律が適用されるか、さらには両国法とも適用となるのか、種々の考え方を取り得る。最後のB国における複製行為については、B国の法律が適用されると考えてよい。このように、準拠法決定のためのルールに不分明な点があり、さらに準拠法決定後の実体法の各国における差異の問題が存在することから、国際的に行われる侵害行為に対する権利行使には困難が付きまとう。

なお、準拠法の決定に関して日本の裁判例では、特許に関する事案であるが、差止請求に関しては保護国法、損害賠償請求に関しては、一般不法行為として法例11条を適用し不法行為地法としている例がある<sup>28)</sup>。

最後にデジタルコンテンツに直接関連するものではないが、特許権における問題について若干触れておく。特許権について国境を越える侵害行為で問題となるのは、たとえば、次のようなケースが考えられる。同一の発明についてA国とB国でそれぞれ特許されているようなケースにおいて、問題となる行為がそれぞれの国においては特許の構成要件のすべてを備えるものでないが、A国とB国の行為全体を見たときには、すべての構成要件を満たすような場合で

ある。たとえば、ビジネスモデル特許によく見られるようなネットワークを介する手段やステップを一部の構成要件として発明が成立しているような場合に、このような事態が生じる可能性がある。したがって、裁判管轄、準拠法、承認および執行の各側面におけるその決定、実行について著作権について述べたと同様の問題が生ずる。

### 3. 2 データベースの法的保護のあり方

#### (1) 著作権による保護とその限界

情報技術の進展によって、利用者が大量かつ高品質な情報を、極めて簡単に複製、加工、収集することが可能となった現在、経済的利用価値の高いデータベースの法的保護のあり方が問われている。

データベースは、著作権による法的保護を基本とする国が多く、日本もまた同様であり、「その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは」<sup>29)</sup>著作権で保護される。具体例としては、次のような事件が参考となる。

タウンページデータベース事件<sup>30)</sup>では、検索の利便性の観点から個々の職業を分類し、これらを階層的に積み重ねることによって全職業の電話番号情報を網羅するように構成したものであるとして、原告独自の工夫が施されたものであることが認められ、タウンページデータベースが全体として体系的な構成により創作性を有しているとされた（ただし、電話番号情報の選択等に関する創作性は否定されている）。

また、新築分譲マンションデータベース事件<sup>31)</sup>では、新築分譲マンションについて業者が必要とする情報を多項目に渡って詳細に採り上げ、それらが格納される複数のテーブル（表）を有機的に関連付けて、効率的に検索できるようにしていることをもって、リレーショナルデータベース<sup>32)</sup>として作成された、新築分譲マンションデータベースにおける情報項目の選択お

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

よび体系的構成のいずれの点についても創作性があるとして、原告の主張が認められている。

これらは、いずれもデータベースが著作権により保護された事例であるが、一方でデータベースには、情報の選択や体系的構成に創作性がないものも存在する。収録データの選択時に、誰もが取り得るような当たり前の選択しか行われておらず、構成がありふれているものは、創作性が否定され、著作権の保護が及ばない。

しかし、創作性の有無に関わらず、データベースの作成にあたっては、多大なコスト、労力を投下する場合があります、創作性のないデータベースであったとしても、その利用行為等に関し、法的保護が及ばないことに対する懸念が高まることとなった。

### (2) 著作権以外の法的救済

民法709条は、権利侵害を不法行為の要件としているが、「法律上権利としての地位が確立しているものに限定されず広く救済対象とすべき利益を指す」と判示した大学湯事件<sup>33)</sup>判決を契機として、違法性との相関関係に着目した判断がなされる方向に進んでいる。

こうした考え方にに基づき、創作性のないデータベースに関して法的保護に値する利益や流用行為の違法性に着目し、民法709条の適用を救済手段とした、車両情報データベース事件<sup>34)</sup>が現れることとなった。本事件で東京地裁は、①原告が費用や労力をかけてデータを収集、整理していること、②原告がデータベースを製造販売することで営業活動を行っていること、③原告のデータベースのデータを複製して作成した被告のデータベースが、原告と競合する地域において販売されていることを理由に、被告の不法行為の成立を認めた。裁判所は、原告が費用と労力を投下して作成したデータベースを作成して販売していることについて、「法的保護に値する利益」と認めている。また、被告が原告と競

業関係にある状況で、原告データベースのうち相当多数のデータをそのまま複製し、被告のデータベースに組み込んだ上で販売する行為について、「取引における公正かつ自由な競争として許容される範囲を甚だしく逸脱し、原告の営業活動を侵害している」と判断した。

### (3) 各国の対応

EUでは、データベースの法的保護に関する指令(EU指令)を採択し、著作権法による保護とは別に、データベースの創作性の有無に関わらずその創作にかかる投資を保護することを目的として、データベース作成者にデータベースの素材の抽出および再利用に関する排他的許諾権(sui generis right:「独自の権利」)を付与している。この指令に基づき、EU加盟国は自国の法整備を進め、創作性のないデータベースについても、法的保護が明確に行われることとなっている。

米国では、権利付与ではなく、不正競争防止の観点に基づく行為規制型のアプローチによった検討が進められている。近年では、成立には至らなかったものの、106議会(1999~2000年)で、HR354とHR1858の二つの法案の審議が行われた。また、現在の108議会(2003~2004年)でもHR3261が下院に提出され、小委員会<sup>35)</sup>によって承認されるまでに至っている。

その他、韓国がEUと同様に権利付与による保護手段を採用し、著作権法改正によって「創作性の有無を区別せずデータベースを製作するかその更新、検証、または補充するために相当な投資をした者に対しては一定期間、当該データベースの複製・配布・放送及び転送権を付与する事とする」<sup>36)</sup>としている。

### (4) 国内の検討状況

国内においては、1998年に通商産業省(現、経済産業省)の産業構造審議会で論点整理が行

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

われ、創作性のないデータベースの再利用等を規整するにあたって、権利付与型と行為規制型の二つのアプローチで議論されている。ただし、それ以降は、検討が大きく進展していない。

不法行為による救済が原則として損害賠償に限られ、差止請求が困難であることが、問題点の一つとして残されているが、結論が得られるまでは、データベースの法的保護において不法行為法が果たす役割は小さくないと言うことができ、今後の判例の蓄積、研究の進展に注目する必要がある。

### 3. 3 競争政策に関する課題

#### (1) 競争政策上の課題への対応

知的財産権の行使等の行き過ぎに対しては、競争政策によって市場健全化の観点から均衡がとられる。保護強化が叫ばれる昨今において、企業にとっては、権利保有者と利用者、あるいは競争者との利益平衡がどのように実現されるかは、大きな関心事である。

わが国では競争政策の立案、実施機能は公正取引委員会に期待されているところ、公正取引委員会では、デジタル時代、ネットワーク時代を迎えて重要性を増した著作権を中心とするコンテンツ分野を含む、いわゆる情報財分野への競争政策上の対応を徐々に進めている。とりわけ、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独禁法」という）、「下請代金支払遅延等防止法」（以下「下請法」という）に関連しての対応が行われている。以下では、詳細を省くが、公正取引委員会における検討の概略を紹介する。

#### (2) 独禁法関連

公正取引委員会は、近時、独禁法関係において、指針や研究報告を公表することにより、ソフトウェア分野における技術情報の扱いやライセンス契約のあり方に関する考え方がある程度

明確化し、コンテンツ業界での立ち遅れた取引条件の是正を図っている。

1) 「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」<sup>37)</sup>

役務の成果物（TV番組制作やソフトウェア開発）の制作、納入等について、特に独禁法の不公正な取引方法のうち優越的地位の濫用に関する考え方がまとめられている。2003年7月公表の「知的財産戦略推進計画」において、本指針を2003年度中に見直すことが示されている。

2) 「ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方—ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会中間報告書—」<sup>38)</sup>

「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（1999年7月改訂）では明確でなかったコンピュータソフトウェアについて、OSメーカーによる制限行為や、ソフトウェアライセンス契約における制限行為等についての独禁法上の考え方が提言されている。

3) 「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会報告書—デジタルコンテンツ市場における公正かつ自由な競争環境の整備のために—」<sup>39)</sup>

TV番組等様々なコンテンツの制作、流通、保護、管理等における競争政策のあり方や課題が、多岐に渡り検討されている。「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」の一層の明確化のための見直しも提言されている。

#### (3) 下請法関連

下請法は、一定の資本金格差のある事業者間の委託取引において生ずる優越的地位の濫用につき、規制を比較的容易に行えるようにした、独禁法の特別法である。下請法にかかる検討のうち、コンテンツ制作に関連する課題に関して公取委は、「企業取引研究会報告書について—役務の委託取引の公正化を目指して—」を公表<sup>40)</sup>、従

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

来ハードウェア製品の製造委託と修理委託のみであった下請法の適用範囲に、TV番組制作やソフトウェア開発等の成果物作成委託を含む役務委託取引を追加することを提言した。当該報告を受け、下請法を改正、下請分野での成果物作成委託にかかる下請ルールの適用が明確化された<sup>41)</sup>。

さらに、下請法改正を受けて、TV番組制作等の情報成果物作成委託時に想定される違反行為事例等を規定した、「下請代金支払い遅延等防止法に係る運用基準（公取委事務総長通達）」の改正案につきパブリックコメント募集がなされたところであり、今後、運用基準の公表が待たれる。

### 4. おわりに

以上本稿では、ウェブページの利活用における留意点と、最近の検討課題の状況を紹介した。第3章に掲げる各課題について、今後の検討の結果や新たな法制度の導入が企業活動に大きな影響を持つ場合があるのは多言を要しないだろう。のみならず、第2章に掲げた各事項についても法は発展途上なのであり、司法判断の積み重ねを待つだけではなく、判断に迷うような事項については利害関係者による自主的なガイドライン作り等による法解釈の明確化も考えられるところである。これら法の発展に積極的に関与し、事業環境を自ら整えていくことも、企業経営の戦略の一つとして求められるべきものだろう。

本稿を、日常業務で判断の縁を求める実務担当者の一助として頂くと共に、企業経営に係わる事業環境の問題の一つであるという視点で眺めて頂けたら幸いである。

### 注 記

- 1) 総務省発表の2002年通信利用動向調査結果より。  
[http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030307\\_](http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030307_)

1.html

- 2) 著作権法は、保護対象となる著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義する。(2条1項1号)
- 3) 財産権としての著作権は、複製権(21条)、上演権・演奏権(22条)、上映権(22条の2)、公衆送信権等(23条)、口述権(24条)、展示権(25条)、頒布権(26条)、譲渡権(26条の2)、貸与権(26条の3)、翻訳権・翻案権等(27条)、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(28条)から構成され、各々は一般的に支分権と称される。
- 4) 著作者人格権は、公表権(18条)、氏名表示権(19条)、同一性保持権(20条)から構成される。このうち同一性保持権は、権利の構成上、許諾には馴染まない。しかしながら、特にソフトウェアにかかる取引にて慣用されている不行使特約については有効という見解が有力である。  
著作隣接権は、著作物の伝達に寄与する実演家(90条の2～95条の3)、レコード製作者(96条～97条の3)、放送事業者(98条～100条)、有線放送事業者(100条の2～100条の5)に認められている、著作者と同様の権利あるいは報酬請求権等。
- 5) 著作権法第五款(30条から50条)を参照。
- 6) 引用における実務的対応として、①他人の著作物を引用する必然性がある、②かぎ括弧等で自己の著作物と引用部分が明確に区別されている、③自己の著作物と引用する著作物との主従関係が明確である、④出所の明示がされている、等に留意。(最高裁1980年3月28日判決、昭51(オ)923、パロディー事件。)
- 7) 岡村久道・近藤剛史「インターネットの法律実務(新版)」158頁、新日本法規、インターネット弁護士協議会(ILC)「ホームページにおける著作権問題」68頁、毎日コミュニケーションズ、半田正夫「ホームページをめぐる著作権問題」(「ネットワーク社会と著作権制度」)240頁、著作権情報センター、等。
- 8) わが国で最初に肖像権を認めた裁判例として京都府学連デモ事件(最高裁1969年12月24日判決、昭40(あ)1187)、同様にパブリシティ権につきマーク・レスター事件(東京地裁1976年6月29日判決、昭46(ワ)9609)、パブリシティ権の本質および法律的構成を含め、物のパブリシティ権の是非が争われ判断が分かれた事例としてギャロップレ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- ーサー事件(名古屋高裁2001年3月8日判決)、ダービースタリオン事件(東京高裁2002年9月12日判決,平13(ネ)4931)。なお、ギャロップレーサー事件は、2004年1月に最高裁での弁論が予定されており最高裁の判断が待たれる。
- 9) わが国著作権法には権利放棄に関する規定がなく、財産権の放棄は解釈上あり得るとしても著作者人格権はその性質から放棄に馴染まない。「著作権フリー」というのは、一般に、一定の場合に著作権を行使しないという意味と捉えればよい。
- 10) 東京地裁2003年11月12日判決,平14年(ワ)23479
- 11) 2001年11月30日法律第137号。2002年5月27日施行。
- 12) プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会により2002年5月24日に取りまとめられた。詳細については、プロバイダ責任制限法関連情報ウェブサイトを参照のこと。<http://www.isplaw.jp/>
- 13) 東京地裁2003年4月24日判決,平14(ワ)18428
- 14) 東京地裁2003年9月17日判決,平15(ワ)3992
- 15) 2001年6月29日法律第95号。2001年12月25日施行。
- 16) 1976年6月4日法律第57号
- 17) <http://www.meti.go.jp/topic/data/e20730aj.html>
- 18) 特定商取引法11条以下,および同法施行規則8条以下を参照。
- 19) 1962年5月15日法律第134号
- 20) <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/02.june/02060501.pdf>
- 21) 2000年5月12日法律第61号
- 22) 本特例法により民法95条但書の適用を排除している。一方で消費者が申込手続を行った後,その申込みを再度確認できる画面を事業者が提供していた場合には,本特例法の適用がなく民法95条がそのまま適用される。
- 23) 本特例法により民法526条1項の適用を排除している。
- 24) 2002年7月1日施行。
- 25) 2002年4月17日法律第26号。2002年7月1日施行。
- 26) 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約は,2003年10月15日現在で151カ国が加盟しており,これら加盟国では,保護の基本的な側面は同水準にある。また,これに加え,世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1C(いわゆるTRIPs協定)では,ベルヌ条約の遵守義務を規定しており,ベルヌ条約加盟国でなくともWTO加盟国は自動的にベルヌ条約加盟国と同等の義務を負うこととなる。
- 27) WCT批准国は,2003年10月15日現在で42カ国。
- 28) 最高裁2002年9月26日判決,平12(受)580,FM信号復調装置事件。
- 29) 著作権法12条の2
- 30) 東京地裁2000年3月17日判決,平8(ワ)9325
- 31) 東京地裁2002年2月21日判決,平12(ワ)9426
- 32) データを表形式で管理するデータベース。表は,横方向の行と,縦方向の列から構成されており,行は1件毎のデータの集まり(たとえば,特定の氏名データとこれに関連する,生年月日,住所,電話番号等の一連のデータのまとまり)を表し,列は各データの属性(前述の例に掲げた,生年月日,住所,電話番号等といった,データの種類)を示す。
- 33) 大正14年11月28日判決 民集4巻p.670
- 34) 東京地裁2001年5月25日中間判決,平8(ワ)10047
- 35) The House Judiciary Committee's Subcommittee on Courts, the Internet and Intellectual Property
- 36) JETRO ソウルセンター知的財産権事務所,韓国知的財産ニュース, No.14, (2003) [http://seoulip.windowstest.net/sub02\\_contents.asp?idx=399&page=8](http://seoulip.windowstest.net/sub02_contents.asp?idx=399&page=8)
- 37) 1998年3月公表。  
<http://www.jftc.go.jp/dokusen/3/ekimu.htm>
- 38) 2000年3月公表。  
<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/02.march/020320.pdf>
- 39) 2003年3月公表。  
<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/03.march/03033103.pdf>
- 40) 2002年11月公表。  
<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/02.november/02112702.pdf>
- 41) 2003年6月18日公布,2004年4月1日施行予定。

(原稿受領日 2003年12月25日)